



# 長野県報

1月12日(火)  
平成28年  
(2016年)  
第2738号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾患対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	4
長野県環境影響評価技術指針の一部改正（環境政策課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	13
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者氏名の変更の届出（東北信運転免許課）	14

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	14
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	14
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	14
土地改良区連合役員の就任の届出（農地整備課）	15

## 告 示

### 長野県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竜東歯科医院	長野県伊那市境1309-1	平成27年10月1日
ほていや田中薬局	長野県松本市北深志2丁目3-30	平成27年11月1日
皮フ科わくいクリニック	長野県塩尻市大字大門1113-3 オーイケビル1階	平成27年11月1日
アイン岡谷薬局	長野県岡谷市本町4-11-5	平成27年10月14日

## 2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町大字小布施851番地の5	訪問看護ステーション希望	長野県上高井郡小布施町大字小布施851番地の5	平成27年11月1日

地域福祉課

## 長野県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

病院又は薬局

名称	所在地	変更事項		変更新年月日
		新	旧	
オレンジ薬局	長野県佐久市佐久平駅北18-1	金子剛大	岡野哲也	平成27年9月1日
ほたる薬局伊那店	長野県伊那市中央5046-3	村上豊	藤原巧	平成27年9月20日
岡谷市民病院	長野県岡谷市本町四丁目11番33号	岡谷市民病院	市立岡谷病院	平成27年10月11日
薬局 マツモトキヨシ丸子ベルプラザ店	長野県上田市中丸子1647-7	篠崎美才子	上條増富	平成27年7月1日

地域福祉課

## 長野県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
柴田歯科医院	長野県飯田市伝馬町2丁目4番地	平成27年6月30日
両小野国保診療所	長野県上伊那郡辰野町大字小野筑353	平成27年9月30日
医療法人公仁会前澤病院 中沢診療所	長野県駒ヶ根市菅沼2465-2	平成27年10月30日
アイン岡谷薬局	長野県岡谷市本町4-11-34	平成27年10月13日
大口内科	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8854	平成27年10月6日
健康保険岡谷塩嶺病院	長野県岡谷市4769番地	平成27年10月10日

地域福祉課

**長野県告示第14号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

氏名	住所	指定年月日
今井みゆき	長野県諏訪郡下諏訪町清水町4562-24	平成27年9月1日
岩井泰満	長野県木曽郡木曽町日義4880-17	平成27年11月1日

## 2 施術所

名称	所在地	指定年月日
いまい接骨院	長野県岡谷市中央町1-1-1 ララ岡谷ビル1F	平成27年9月1日
木曽整骨院	長野県木曽郡木曽町日義4880-17	平成27年11月1日

地域福祉課

**長野県告示第15号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
クローバー薬局	諏訪市中洲5680-1	平成28年1月1日
青い鳥薬局寿店	松本市寿北8丁目21番3号	平成28年1月1日
てる薬局蟻ヶ崎店	松本市蟻ヶ崎4丁目1番27号	平成28年1月1日
ふたば玉川薬局	茅野市玉川14496-1	平成28年1月1日
あい波田薬局	松本市波田9818-5	平成28年1月1日
訪問看護ステーションあゆみ	長野市大字川合新田2168 B棟	平成28年1月1日

保健・疾病対策課

**長野県告示第16号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部 守一

## 精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
調剤薬局 マツモトキヨシ上松店 長野市上松2-147-1	調剤薬局 マツモトキヨン上松店 長野市上松二丁目26番7-1号	平成27年12月7日
須坂あすなろ薬局 須坂市北原町559-54	須坂あすなろ薬局 須坂市北原町556-3	平成27年12月20日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一  
辞退予告期間終了年月日

医療機関の名称	所 在 地
青い鳥薬局	松本市寿北8丁目21番3号
てる薬局	松本市開智2丁目3番48-6号
みのわや薬局	東御市県136-3
中央薬局	長野市上千歳町1189

平成27年12月31日  
平成27年12月31日  
平成27年11月30日  
平成27年11月30日

保健・疾病対策課

## 長野県告示第18号

長野県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 長野県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

第1条 長野県環境影響評価技術指針（平成10年長野県告示第476号）の一部を次のように改正する。

第1第2項中「自然的社会的状況（）の次に「過去の状況の推移及び将来の状況を含む。」を加える。

第2第2項中「別紙に従い検討する」を「各段階において、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮を適切に行い、その結果を事業計画に反映させる」に改める。

第4第1項第1号中「そって」を「沿って」に改め、同項第2号中「対象事業実施区域及びその周囲の概況（過去の状況の推移及び将来の状況を含む。）」を「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性」に、「関係地方自治体、」を「国、地方公共団体若しくは」に、「必要に応じて」を「に応じて、」に改め、同項第3号中「概要」を「概要及び予備調査の結果」に、「）と」を「）及び」に改め、同第2項第1号中「についての知事」を「に対する知事」に、「についての意見書」を「に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見（以下「住民意見」という。）」に、「当該項目に係る」を「選定した当該項目（以下「選定項目」という。）ごとに」に改め、同項第2号中「環境」を「選定項目に係る環境」に改め、同項第4号中「環境影響」を「選定項目に係る環境影響」に、「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同項第5号中「保全対策の」を「環境保全措置の」に、「保全対策を」を「選定項目に係る環境保全措置を」に改め、同項第6号中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同項第7号中「第4の2の(1)において選定した項目（以下「選定項目」という。）のそれぞれ」を「それぞれの選定項目」に、「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同項第8号中「の策定」を削り、「、保全対策」を「及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、調査、予測、環境保全措置」に、「基づき、」を「基づき、それらの不確実性の程度等を検討することにより、」に、「方法」を「手法」に、「定める」を「選定する」に、「報告書」を「事後調査報告書」に、「も策定する」を「も定める」に改め、同第3項中「についての」を「に対する」に改め、同項第4号中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同第4項を次のように改める。

## 4 事後調査計画書の作成について

事業計画の変更及び周囲の環境の変化を踏まえ、評価書における事後調査計画を見直し、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成する。

- (1) 事業者又は環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業又は法第2条第4項に規定する対象事業の内容
- (3) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等
- (4) 事後調査報告書の作成時期

第4に次の1項を加える。

## 5 事後調査報告書の作成について

- (1) 事後調査結果の検討

調査、予測及び評価の結果並びに環境保全措置の効果を検証するため、事後調査計画書に対する知事の意見を勘案した上で、事後調査計画を再検討し、当該計画（事後調査計画書を作成していない場合は、評価書に記載された事後調査計画）に基づき事後調査を行い、その結果を検討する。

事後調査結果と環境影響評価の結果に不整合が生ずる場合にあっては、必要に応じて環境保全措置を見直す。

- (2) 事後調査報告書の記載事項

次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を作成する。

ア 第4の4の(1)及び(2)に掲げる事項

イ 事後調査の状況

(7) 事後調査の項目、手法、地域、地点及び期間等

(4) 事後調査の結果

(ウ) (イ)に応じて見直した環境保全措置の内容

ウ 環境保全措置の状況

(7) 工事の実施中において、事後調査の状況に応じて講じられる環境保全措置の状況

(イ) 供用開始後において、実施される全ての環境保全措置の状況

エ 事後調査計画書に対する知事の意見についての事業者見解

第5第1項中「影響要因」を「対象事業の実施に伴う影響要因」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。

第5第2項中「項目の」を「環境影響評価項目の」に改め、同第4項第3号中「調査、」を「環境影響評価の項目並びに調査、」に、「者」を「者（以下「専門家等」という。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

第8中「第8 保全対策」を「第8 環境保全措置」に、「第4の2の(5)の保全対策」を「第4の2の(5)の環境保全措置」に改め、同第1項中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同第2項中「保全対策の検討」を「環境保全措置の検討」に改め、同項第1号中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

第8第2項第2号中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同項第3号中「保全対策」を「環境保全措置」に改め、「、最小化、修正」を削る。

第9第2項中「環境保全のための措置」を「環境保全措置」に改める。

第10中「第10 事後調査」を「第10 事後調査計画」に、「第4の4の(1)の事後調査」を「第4の2の(8)の事後調査計画の策定」に、「選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案して」を「調査、予測、環境保全措置の検討及び評価の結果を踏まえて」に改め、同第1項中「保全対策」を「環境保全措置」に、「場合に」を「場合等に」に改め、同第2項中「の選定」を削り、「事後調査は」を「調査」に、「保全対策」を「環境保全措置」に改め、同第3項中「の方法」を「の手法」に改め、「事後調査は、」を削り、「方法により行う」を「手法を選定する」に改め、同第4項中「事後調査は、」を削り、「において行う」を「を選定する」に改め、同第5項中「事後調査は、」を削り、「とする」を「を選定する」に改め、同第6項を次のように改める。

## 6 事後調査計画の策定に当たっての留意事項

- (1) 事後調査計画の策定に当たっては、地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。
- (2) 事後調査の項目及び手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるようにすること。
- (3) 事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けて行うこと。
- (4) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。
- (5) 事後調査の手法の選定に当たっては、調査実施そのものに伴う環境への影響ができる限り少ないものを選定すること。

第10の次に次のように加える。

**第11 事後調査結果の検討**

第4の5の(1)の事後調査結果の検討に当たっては、第10により策定した事後調査計画に基づいて行った事後調査の結果により、必要に応じて環境保全措置を講ずることとする。

**1 事後調査結果の検証**

事後調査結果と予測及び評価の結果との比較並びに環境保全措置の効果の検証をすることにより、環境影響の程度及び環境保全措置の実効性等を明らかにすることとする。

**2 原因の究明**

事後調査の結果が、予測及び評価の結果と乖離している場合、並びに環境保全措置の効果が見られない場合はその原因を調査する。その際、必要に応じて追加的に調査を行うものとする。

**3 環境保全措置の検討**

原因の究明の結果、対象事業の実施等に起因することが判明した場合には、必要に応じて環境保全措置を見直し、見直した環境保全措置に係る予測及び評価を行う。なお、環境の状況が人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全措置を講ずる。

別表第1に次のように加える。

その他	その他の環境要素	日照阻害、電波障害、風害、光害
-----	----------	-----------------

別表第2を次のように改める。

別表第2 予備調査に係る項目

項目	調査の内容
自然的状況	気象の状況 風向、風速、気温及び降水量等
	水象の状況 河川、湖沼、地下水及び温泉等
	地象の状況 地形、地質、注目すべき地形・地質及び災害履歴等
	動植物及び生態系の状況 動植物の生息、生育、分布及び注目すべき種並びに重要な自然環境のまとめの場等
	自然環境の総合的な状況 気象、水象、地象、動植物及び生態系等の状況を踏まえた自然環境の総合的な特性等
	景観・文化財の状況 景観資源、文化財等
	触れ合い活動の場の状況 野外レクリエーションの場等（利用状況等を含む。）
	大気質・水質等の状況 大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、土壤汚染及び地盤沈下等（苦情を含む。）
社会的状況	その他の状況 日影、テレビ電波、照明環境及び風害等（苦情を含む。）
	人口及び産業の状況 人口（分布、動態等）、主な産業及び産業構造等
	交通の状況 道路及び鉄道等
	土地利用の状況 土地利用（森林、農地及び住宅地等）及び都市計画
	環境保全についての配慮が必要な施設の状況 学校、病院及び福祉施設等
	水域の利用状況 河川、湖沼及び地下水の利用並びに漁場等
	環境整備の状況 上・下水道及び廃棄物処理等
	法令による指定及び規制等の状況 自然環境保全に係る地域、公害防止に係る地域及び災害防止に関する地域指定等
地域の環境に係る方針等の状況	地域の基本計画等における環境に係る方針及び開発動向等

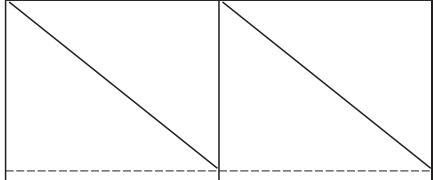
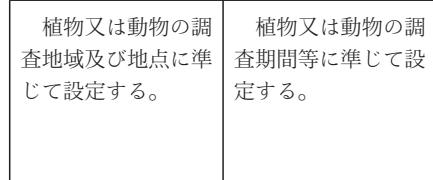
別表第3の騒音の項中「「小規模飛行場環境保全暫定指針について」（平成2年環境庁大気保全局長通達）又は「平成7年環境庁大気保全局長通達」の次に「、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」（平成27年10月環境省）、「航空機騒音測定・評価マニュアル」（平成27年10月環境省）又は「在来鉄道騒音測定マニュアル」（平成27年10月環境省）」を加え、同表の水象の項中「湖沼等」を「湖沼」に改め、

3 利水及び水面利用等 対象事業実施区域並びにその周辺区域における水道用水、農業用水及び工業用水等の利水の状況並びに水面利用等について把握する。	既存文献等又は聞き取りにより、利水及び水面利用の状況等を確認する方法等とする。 を
---	--

3 温泉 対象事業実施区域並びにその周辺区域における温泉の分布、温泉の成分、温度及び湧出量等について把握する。	既存文献等により温泉の状況を把握し、必要に応じて現地調査により確認する方法等とする。
4 利水及び水面利用等 対象事業実施区域並びにその周辺区域における水道用水、農業用水及び工業用水等の利水の状況並びに水面利用等について把握する。	既存文献等又は聞き取りにより、利水及び水面利用の状況等を確認する方法等とする。

に、 「 2 地下水  
3 利水及び水面  
利用等 」 を 「 2 地下水  
3 温泉  
4 利水及び水面  
利用等 」 に

改め、同表の生態系の項中

 植物又は動物の調査地域及び地点に準じて設定する。	 植物又は動物の調査期間等に準じて設定する。
を	植物又は動物の調査地域及び地点に準じて設定する。

に改

め、同表の文化財の項中「有無」の次に「、特徴、雰囲気を形成している要素及び利用状況等」を加え、同表の廃棄物等の項及び温室効果ガス等の項を次のように改める。

廃棄物等	既存文献等又は聞き取りにより、廃棄物等の発生及び処理の状況並びに性状を確認する方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により廃棄物等による影響が想定される範囲を含む地域を設定する。	廃棄物等の種類毎の発生及びリサイクル等の状況について予測する。	対象事業計画を精査し、類似例等により予測する。
温室効果ガス等	対象事業実施区域及び周辺区域における温室効果ガス等の排出及び使用の状況を把握する。	既存文献等又は聞き取りにより、温室効果ガス等の排出及び使用の状況を確認する方法等とする。	温室効果ガス等の排出及び使用の状況について予測する。	対象事業計画を精査し、類似例等により予測する。

別表第3に次のように加える。

日照阻害	対象事業実施区域及びその周辺区域における日影の状況を把握する。	既存文献等又は聞き取りを参考に、現地調査を行い、日影の状況を確認する方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により日照阻害による影響が想定される範囲を含む地域を設定する。	調査時期は、冬至日とし、必要に応じて日照の状況を適切に把握できるよう設定する。	対象事業の実施による日照阻害の影響の範囲及び日照阻害の影響を受ける時刻並びに時間の変化を予測する。	対象事業の実施による日照阻害の影響の範囲等を数値シミュレーション又は類似例等により予測する。
電波障害	対象事業実施区域及びその周辺区域における電波の状況を把握する。	既存文献等又は聞き取りを参考に、現地調査を行い、電波の状況を確認する方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により電波状況の変化が想定される地域とし、既存の事例又は簡易な試算等により推定し設定する。	調査時期は、電波の状況を適切に把握できるよう設定する。	対象事業の実施による電波障害の影響の範囲等について予測する。	対象事業の実施による電波障害の影響の範囲等を、理論式又は類似例等により予測する。
その他の環境要素	対象事業実施区域及びその周辺区域における風の状況を把握する。	既存文献等又は聞き取りを参考に、現地調査を行い、風の状況を確認する方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により風害による影響が想定される範囲を含む地域を設定する。	調査時期は、風の状況を適切に把握できるよう設定する。	風向及び風速の変化の状況について予測する。	対象事業の実施による風向及び風速の変化を風洞実験、数値シミュレーション又は類似例等により予測する。
光害	対象事業実施区域及びその周辺区域における照明環境等の状況を把握する。	既存文献等又は聞き取りを参考に、現地調査を行い、照明環境等の状況を確認する方法等とする。	調査地域は、対象事業の実施により光害による影響が想定される範囲を含む地域を設定する。	調査時期は、照明環境等の状況を適切に把握できるよう設定する。	対象事業の実施による光害の影響の程度について予測する。	対象事業の実施による光害の影響の程度を、類似例又は経験則等により、予測する。

様式を次のように改める。

様式 影響要因一環境要素関連表 本表の、影響要因と環境要素については一例を示したものであり、対象事業毎に、事業特性や地域特性を踏まえて適宜作成すること。

環境要素	大気質	水質	水象	土壤汚染	地形・地質	植物	動物	景観	廃棄物等	その他の環境要素	影響要因																															
											光害	風害	電波障害	日照阻害	温室効果ガス等	残土等の副産物	文化財	触れ合い活動の場	主要な景観	景観資源及び構成要素	生態系	注目すべき種及び個体群	動物相	保全機能等	注目すべき個体、集団、種及び群落	土壤	植生	植物相	注目すべき地形・地質	土地の安定性	地質	地形	地盤沈下	その他必要な項目	環境基準が設定されている項目及び物質	利水及び水面利用等	温泉	地下水	河川及び湖沼	地下水質	底質	水生生物
区分	(具体的な要因)																																									
運搬 (機材・資材・廃材等)																																										
採取 (資材・土砂等)																																										
土地造成 (切土・盛土)																																										
樹木の伐採																																										
掘削																																										
杭打ち																																										
舗装工事・コンクリート工事																																										
発破工事																																										
工作物の撤去・廃棄																																										
廃材・残土等の発生・処理																																										
取水・揚水・排水・水使用																																										
沢等の工事																																										

工事による影響

## 【凡例】

- ◎ : 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○ : 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △ : 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 無記入 : 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

別紙を次のように改める。

別紙

### 環境に対する影響緩和（ミティゲーション）について

環境影響評価において、環境に対する影響の緩和を考慮するに当たっては、次に示す考え方に基づき、回避、低減及び代償の順に検討する。

#### 1 回避

全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

#### 2 低減

実施規模若しくは程度を制限すること又は発生した影響を何らかの手段で軽減若しくは消失させることにより、影響を低減する。

#### 3 代償

代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。

## 第2条 長野県環境影響評価技術指針の一部を次のように改正する。

第1第2項中「当たっては、」の次に「計画段階配慮事業（計画段階配慮事業者が実施する第1種事業等をいう。以下同じ。）及び」を、「並びに」の次に「事業実施想定区域及び」を加え、「及びその」を「並びにその」に改める。

第2第1項中「対象事業」を「計画段階配慮事業及び対象事業」に改める。

第4中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同第2項中「環境の保全の見地からの意見を有する者の意見（以下「住民意見」という。）」を「住民意見」に改め、同項を同第3項とし、同第1項第1号を次のように改める。

#### (1) 事業計画の概要の策定

第2の環境影響評価等実施の基本方針に沿って事業計画の概要を策定する。

なお、策定に至るまでの過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について明らかにできるよう整理する。

また、計画段階配慮事項の検討を行った場合には、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書に対する知事の意見を勘案し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見（以下「住民意見」という。）に配意して事業計画の概要を作成するものとする。

第4第1項第2号中「ため、」の次に「第4の1の(3)の例により」を加え、「予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存文献等」という。）により把握し、又は必要に応じて国、地方公共団体若しくは専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取（以下「聞き取り」という。）し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。」を削り、同項第3号中「環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「」及び「」という。）」を削り、同項第4号中「第5」を「第6」に改め、同項を同第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

#### 1 配慮書の作成について

##### (1) 事業計画の概要の策定

第2の環境影響評価等実施の基本方針に沿って事業計画の概要を策定する。

##### (2) 位置等に関する複数案の設定

計画段階配慮事業に係る位置・規模又は工作物の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

##### (3) 予備調査

計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的として、地域特性を把握するため、予備調査を行う。

予備調査は、別表第2に掲げる項目について、入手可能な最新の文献その他の資料（以下「既存文献等」という。）により把握し、又は必要に応じて国、地方公共団体若しくは専門家その他の当該項目に関する知見を有する者から聴取（以下「聞き取り」という。）し、若しくは現地の状況を確認することにより把握する。

##### (4) 影響要因及び環境要素の抽出

事業計画の概要及び予備調査の結果に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）及び環境要素を、設定された位置等に関する複数案ごとに抽出する。

##### (5) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定

抽出の結果に基づき、事業による環境影響の重大性に着目して計画段階配慮事項の選定を行い、選定した当該事項（以下「選定事項」という。）ごとに調査、予測及び評価の手法の選定を行う。

##### (6) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価

###### ア 調査

選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な程度において、選定事項に係る環境に関する情報及び地域特性に関する情報を既存文献等により収集し、その結果を整理し、並びに解析することにより行うものとする。この場合においては、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、聞き取りを行い、なお必要な情報が得られないときは、現地調査、踏査その他 の方法により情報を収集するものとする。

###### イ 予測

計画段階配慮事業の実施により選定事項に及ぶおそれのある環境影響の程度について、適切な方法により、知見の蓄積や既存文

献等の充実の程度に応じ、環境の状態の変化又は環境への負荷の量について、可能な限り定量的に把握することを基本とし、定量的な把握が困難な場合は定性的に把握することにより行うものとする。また、想定される予測の不確実性の程度等について整理する。

#### ウ 評価

調査及び予測の結果を踏まえ、位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該位置等に関する複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。

位置等に関する複数案が設定されていない場合は、選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。

これらの場合において、国、県又は市町村によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているかについても可能な限り検討するものとする。

#### (7) 計画段階配慮事項の検討結果の活用

方法書以降の手続に当たっては、計画段階配慮事項の検討段階において実施した調査、予測及び評価の結果を最大限活用するものとする。

第11中「第4の5の(1)」を「第4の6の(1)」に、「第10」を「第11」に改め、同第11を第12とする。

第10中「第4の2の(8)」を「第4の3の(8)」に改め、同第10を第11とする。

第9中「第4の2の(6)」を「第4の3の(6)」に改め、同第9を第10とする。

第8中「第4の2の(5)」を「第4の3の(5)」に改め、同第2項第1号を次のように改める。

(1) 検討に当たっては、環境保全措置の内容（検討の経緯等を含む。）、実施期間及び実施主体その他の環境保全措置の実施方法をできる限り具体的に示すとともに、環境保全措置の効果、不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響又は環境保全措置にもかかわらず存在する環境影響の程度を明らかにすること。この場合において、当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること。

また、位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること。

第8を第9とする。

第7中「第4の2の(4)」を「第4の3の(4)」に改め、同第7を第8とする。

第6中「第4の2の(2)」を「第4の3の(2)」に改め、同第6を第7とする。

第5第1項及び第3項中「第4の2の(1)」を「第4の3の(1)」に改め、同第4項第3号中「その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「等」に改め、同第5を第6とし、第4の次に次のように加える。

#### 第5 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1 第4の1の(5)の計画段階配慮事項の選定は、事業特性及び地域特性を勘案の上、計画段階配慮事業の実施に伴う影響要因が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討することにより行い、その結果及び理由を様式に準じてまとめる。この場合において、計画段階配慮事業の一部として、事業実施想定区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、又は当該事業の実施後、当該事業の目的に含まれる工作物の撤去若しくは廃棄が行われることが予定されている場合には、これらの撤去若しくは廃棄に係る影響要因についても整理するものとする。

2 第4の1の(5)の調査、予測及び評価の手法の選定は、様式に準じてまとめた結果に基づき、選定事項ごとに選定事項の特性及び計画段階配慮事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について事業特性及び地域特性を勘案の上、客観的かつ科学的に検討することにより行う。

#### 3 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっての留意事項

(1) 地域特性を勘案するに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえること。

(2) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行ったときは、その理由を明らかにできるよう整理すること。

(3) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避され、又は低減される効果の程度を適切に把握できる手法とすること。

(4) 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、予備調査により把握した情報を踏まえ、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うこと。

(5) 専門家等の助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにし、整理すること。また、専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。

#### 附 則

この告示は、平成28年1月13日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

**長野県告示第19号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢7395のイ、7420の2

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第20号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8715の130から8715の132まで、8784の31、8784の41

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第21号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草2595

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第22号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡2201のイ・2277・2278の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2201のロ、2202のイ、2204の1、2204のイ、2272のイ

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

2201のイ、2201のロ、2277、2278の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県公安委員会告示第3号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更の届出がありました。

平成28年1月12日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社佐久自動車学校	佐久市猿久保35番地7	室作淳一	佐久自動車学校	佐久市猿久保35番地7	室作淳一	中川正人	平成27年12月3日

東北信運転免許課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えんのわ

3 代表者の氏名

生田和徳

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門一番町12-2 塩尻市市民交流センター

5 定款に記載された目的

この法人は、NPOが発展し、より充実した地域づくりの担い手として、地域における課題解決ができ、その活動が潤滑に行えるように支援すること、および、NPOに関わる人たちの「想い」を多くの地域住民に伝えるとともに、より良い制度作りに寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成28年1月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらりネット

3 代表者の氏名

吉川篤

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷別府3304番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、市民活動を行っているもの及び、市民活動を行おうとする意志のあるものを支援し、自らもまちの活性化につながる事業を行うことで、より多くの人たちが住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年1月12日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画駐車場 1号緑町駐車場

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公